

○ふるさと応援体験道場の設置及び管理等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、礼文町（以下「町」という。）への移住を希望又は検討する者に対し、町での生活を体験することができる宿泊施設を提供するため、ふるさと応援体験道場（以下「体験道場」という。）の設置及び管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 施設名称及び位置は、次のとおりとする。

施設名称	位置
ふるさと応援体験道場	礼文郡礼文町大字香深村字カフカイ972、1143番地

(管理)

第3条 体験道場は、町において管理する。

(利用期間)

第4条 体験道場の利用期間は次のとおりとする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

期間 5月1日から10月31日まで

(利用申請)

第5条 体験道場を利用しようとする者は、体験道場利用許可申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

なお、利用者は次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 町外から町への移住を希望又は検討していること。
- (2) 転勤又は婚姻により移住する者でないこと。
- (3) その他町長が認めた者

(利用許可)

第6条 町長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、体験道場利用許可書（別記様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

2 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を直接の目的とする商業行為、入場料を徴収する催物その他の収益を目的とするとき。
- (3) 本文の規定により承認を受けた者以外の者が利用しようとしたとき。
- (4) 前各項に掲げるもののほか、体験道場の管理上支障があるとき。

(利用料)

第7条 前条の許可を受け、体験道場を利用する者は、別表1の利用料を納付しなければならない。

2 前条の規定により納めた利用料は還付しない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 第1項の利用料は、町長が特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。

(利用者の順守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 外出時や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

(2) 火気の取扱いに十分注意し、備付けの備品等を適切に取り扱うこと。

(3) ごみは、決められたルールに従い排出すること。

(4) その他体験道場の利用に関し町長が必要と認める事項

(損害賠償)

第9条 利用者は、故意又は過失により施設若しくは設備又は備品等を破損若しくは、汚損又は滅失したときは、直ちに町長へ報告し、その損害を賠償しなければならない。

ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第7条関係)

区 分	単 位	金 額	摘 要
利用料	大人1人	45,000円/月	3ヶ月以内 中学生以上
		30,000円/月	3ヶ月を超え6ヶ月以内 中学生以上

備考

1 利用料には光熱水費を含む。

その他の費用は利用者の負担とする。

2 一月に満たない場合は日割計算とする